

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7長地環第5-13号
令和7年（2025年）11月27日
長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
（1）条例第33条第1項	事業計画概要書	
（2）条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
（3）条例第39条第1項	事業計画書	
（4）条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
（5）条例第46条第2項	最終見解書	
（6）条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内 容				
氏名及び住所	飯栄建設株式会社 代表取締役 矢島 稔典 長野県下水内郡栄村大字豊栄 632番地				
申請の区分（I）	産業廃棄物処分業の新規許可				
条例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下水内郡栄村大字豊栄字森下 645番、646番、647番、648番			
	②廃棄物の処理施設の種類	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設			
	③処理を行う廃棄物の種類	・破碎する産業廃棄物 がれき類（廃コンクリート及び廃アスファルトに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	・がれき類等の破碎施設 320t/h (40t/h : 8時間稼働)			
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	<table border="1"><tr><td>新</td><td>旧</td></tr><tr><td>斜線</td><td>斜線</td></tr></table>	新	旧	斜線
新	旧				
斜線	斜線				
⑥対象周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 栄村大字豊栄 白鳥区 野沢温泉村大字東大滝 東大滝区、明石区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)				
条例 第 37 条	⑦対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 栄村長、野沢温泉村長 対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 対象周辺地域で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号			

	⑧対象関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第1回 令和7年11月3日(月)午後7時から 第2回 令和7年11月4日(火)午後7時から (場所) 下水内郡栄村大字豊栄1167番地 白鳥農村研修センター(白鳥公民館)
	⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和7年11月28日(金)～令和7年12月11日 (木) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前8時30分～午後5時

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 令和7年12月11日 (木) 提出先 〒381-0836 長野市大字南長野南 県町686-1 長野県長野地域振興 局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・条例第41条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本産業規格A4列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。